

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………二
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………三

### 告示

- 平成四年東京都告示第七百六十一号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………三
- 平成四年東京都告示第七百六十二号 (平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………(同)……………四
- 平成八年東京都告示第八百九十四号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部改正……………(同)……………四
- 平成二十七年地籍調査事業計画の策定……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………五
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………六
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六

- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………六
- 都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………六
- 都営住宅の使用料等の変更……………(同)……………六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………六
- 特定都営住宅の廃止……………(同)……………六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料等の変更……………(同)……………二
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………四
- 平成二十七年におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 平成二十七年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の申請期間等……………(同)……………四
- 平成二十七年の小笠原海域におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………(同)……………四
- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五

### 告示 (教)

- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………(同)……………五

### 告示 (海区漁調)

- 東京海区におけるそでいか漁業の制限……………(同)……………五

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………七
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

### 正誤

# 規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

## ●東京都規則第四百十号

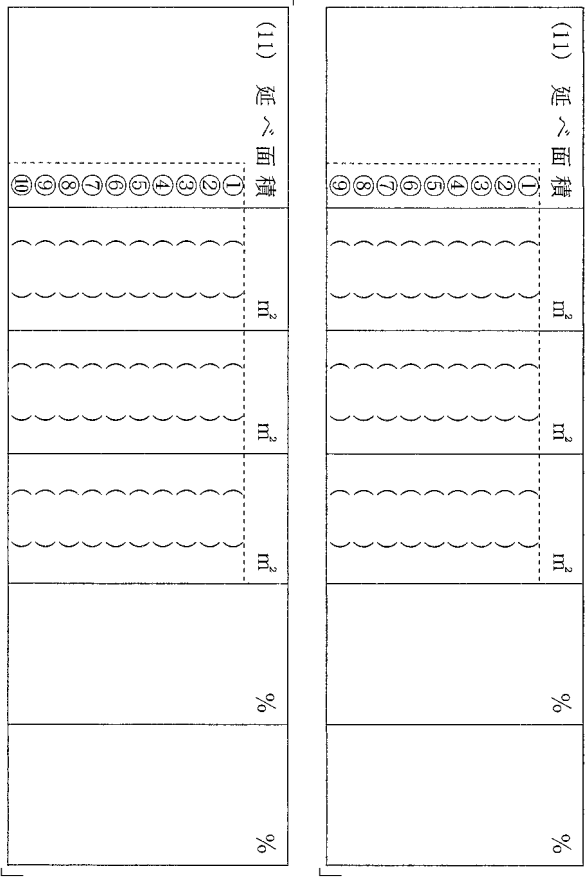
東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「調査」を「調査等」に改める。

別記第七号様式中

○平成二十七年三月二十日付東京都規則第十八号……………  
○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第九十五号……………



「①から⑨まで」や「①から⑩まで」は、「の住宅」や「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に

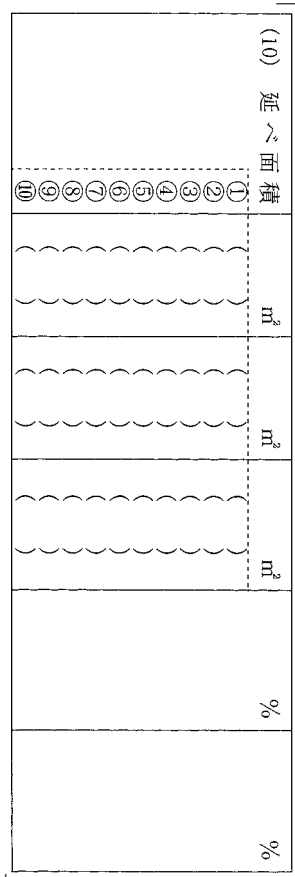
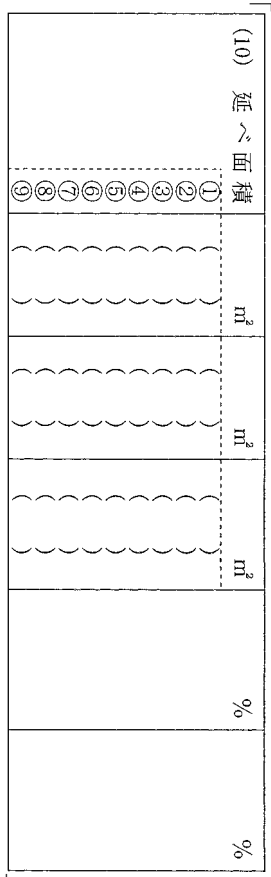
「⑨ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分」

「⑨ 住宅の用途に供する部分」

「⑩ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」

別記第十八号様式中「承認」を「構造計算適合性判定」に改める。

別記第二十二号様式中



「①から⑨まで」や「①から⑩まで」は、「の住宅」や「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に

「⑨ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分」

「⑨ 住宅の用途に供する部分」

「⑩ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」

別記第十八号様式中「承認」を「構造計算適合性判定」に改める。

別記第二十二号様式中

図

- この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第七号様式、第十八号様式及び第二十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十一号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「第27条第1項」を「第27条第2項」に改める。  
別記第十二号様式第二面中

10	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	※	※
	(1)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(2)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(3)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(4)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(5)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(6)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(7)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(8)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(9)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント

を

10	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	※	※
	(1)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(2)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(3)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(4)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(5)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(6)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(7)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(8)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(9)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント
	(10)	( )	( )	( )	パーセント	パーセント

に、

「(1)から(9)まで」を「(1)から(10)まで」とし、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」とし

「(9) 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分」を

「(9) 住宅の用途に供する部分

「(10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第十号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第九百七号

平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年五月二十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

附則  
1 この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。  
2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十七年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第九百八号

平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月

三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年五月二十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

附則  
1 この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。  
2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十七年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第九百九号

平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員  
の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める  
金額)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年五月二十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」  
を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五  
万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の  
項中「五万二千五百五十円」を「五万二千二百九十円」に、  
「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。  
附則  
この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日  
以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間  
に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第九百十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三  
第二項の規定により、次のとおり平成二十七年地籍調査  
事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示す  
る。  
平成二十七年五月二十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

調査を行う者 調査地 調査期間  
千代田区 千代田区東神田二丁目、東神 平成二十七  
田三丁目及び岩本町三丁目 年四月一日

中央区	中央区月島一丁目及び月島四丁目	から平成二十八年三月三十一日まで
港区	港区白金三丁目及び白金六丁目	
新宿区	新宿区西早稲田三丁目地内の一部	
文京区	文京区本郷二丁目、本郷三丁目及び湯島一丁目の各一部	
台東区	台東区松が谷一丁目、松が谷二丁目、松が谷三丁目、松が谷四丁目、西浅草一丁目及び北上野二丁目の一部	
墨田区	墨田区石原四丁目並びに亀沢四丁目及び本所三丁目の各一部	
江東区	江東区新木場一丁目及び新木場二丁目	
品川区	品川区東中延一丁目、中延三丁目並びに中延一丁目及び中延二丁目の各一部	
目黒区	目黒区南二丁目並びに南一丁目及び下目黒四丁目の各一部	
大田区	大田区大森西七丁目、上台台一丁目、大森南三丁目、東糀谷三丁目、羽田三丁目並びに西糀谷一丁目、北糀谷一丁目、大森南一丁目及び大森南四丁目の各一部	
世田谷区	世田谷区世田谷四丁目、鎌田三丁目及び鎌田四丁目の各一部	
中野区	中野区丸山一丁目、江古田四丁目並びに江古田二丁目の一部	
杉並区	杉並区阿佐谷南一丁目、阿佐	

豊島区	豊島区池袋本町二丁目的一部	
北区	北区志茂二丁目	
荒川区	荒川区西日暮里五丁目及び西日暮里六丁目の各一部	
板橋区	板橋区幸町及び南町の一部	
練馬区	練馬区高野台一丁目及び高野台二丁目	
足立区	足立区神明三丁目的一部	
葛飾区	葛飾区青戸四丁目、青戸七丁目、青戸八丁目、東堀切二丁目、お花茶屋三丁目、堀切六丁目及び亀有一丁目	
江戸川区	江戸川区篠崎町四丁目、篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目の各一部	
八王子市	八王子市元本郷町、元横山町三丁目、田町及び元本郷町一丁目	
三鷹市	三鷹市牟礼五丁目、上連雀二丁目及び下連雀三丁目	
青梅市	青梅市西分町二丁目、西分町三丁目、住江町、本町、仲町上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、野上町一丁目、野上町二丁目及び師岡町二丁目の各一部	
府中市	府中市美好町二丁目	
調布市	調布市上石原三丁目的一部	

町田市	町田市大蔵町、鶴川三丁目及び鶴川四丁目の各一部
小金井市	小金井市緑町四丁目的一部
小平市	小平市学園西町一丁目、学園西町二丁目及び小川町二丁目
東村山市	東村山市諏訪町及び秋津町
国分寺市	国分寺市並木町一丁目
福生市	福生市福生の一部
武蔵村山市	武蔵村山市中原三丁目及び岸一丁目の各一部
多摩市	多摩市和田の一部
羽村市	羽村市羽西三丁目並びに羽西二丁目的一部
あきる野市	あきる野市引田及び五日市の各一部
瑞穂町	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎、殿ヶ谷、石畑、武蔵、むさし野一丁目及びむさし野三丁目の各一部
日の出町	西多摩郡日の出町大久野の一部
奥多摩町	西多摩郡奥多摩町小丹波及び棚澤の各一部

●東京都告示第九百十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
尚英ハウジング株式会社	代表取締役 福田 尚人	港区芝大門二丁目六番七号	東京都知事(1)第九二四一五号	平成二十二年十一月十九日
株式会社 グランアース	代表取締役 宮崎 浩	港区芝公園三丁目四番三十号	東京都知事(1)第九三三四三六号	平成二十三年九月三十日
株式会社 アクア	代表取締役 高木 芳子	港区浜松町一丁目十九番十二号	東京都知事(1)第九三九〇八号	平成十四年二月十四日

●東京都告示第九百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量、平板測量、路線測量及び用地測量)
- 三 測量の区域 府中市市内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月十日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第九百十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称 日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地内
- 四 事務所所在地及び設立認可の年月日 中央区日本橋室町三丁目二番九号
- 五 変更の内容 平成二十六年五月十五日
- 六 定款の変更の認可の年月日 平成二十七年五月二十九日

●東京都告示第九百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 豊島区南池袋一丁目二十一番一、同 平成二十七年四月二十六から同番九まで、同番十一から同番十五まで、同番十九、同番二十、同番二十三から同番二十六まで、同番二十七、三十番六及び同番十八
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,700	52,900
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	64,900
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート(10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,700	74,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,400	158,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	77,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,600	77,700
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	2	53,300	61,400
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,300	60,400
一般都営	高層耐火	台東小島アパート(2号棟)	台東区小島1-5	40.2	1	31,200	36,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	中層耐火	魚戸六丁目アパート(1号棟)	江東区魚戸6-54	32.6	10	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(37号棟)	江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(80号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	43,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(90号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	32,900
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	2	30,300	51,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	1	27,600	43,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	36,800
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	2	34,400	49,300
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	51,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	72,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	69,700
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	2	29,000	43,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,500	44,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,600	95,100
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート(1号棟)	大田区西六郷4-24	48.1	1	39,900	67,900
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(2号棟)	世田谷区梅丘1-36	39.0	1	32,300	64,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート(7号棟)	世田谷区赤堤3-1	59.6	1	51,900	118,100
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート(18号棟)	世田谷区用賀1-17	59.6	1	51,600	113,900
一般都営	中層耐火	烏山アパート(5号棟)	世田谷区烏山2-9	31.9	1	24,100	43,100
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(1号棟)	世田谷区桜1-53	39.0	1	32,000	69,800
一般都営	中層耐火	等々力六丁目アパート(5号棟)	世田谷区等々力6-34	42.3	1	35,500	71,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(54-2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,900	81,200
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,600	55,400
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	39,400	84,900
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(1号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	30,100	59,300
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,300	46,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	36,100	55,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,200	68,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(3号棟)	北区浮間1-9	48.1	1	39,600	72,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,600	91,200
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	1	35,000	54,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(4号棟)	北区王子本町3-12	31.9	2	24,400	45,500
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	2	32,400	55,200
一般都営	中層耐火	山端新町一丁目アパート(2号棟)	北区山端新町1-16	33.4	1	25,800	44,500
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(7号棟)	北区浮間3-4	34.3	1	26,300	47,600
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(11号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	26,000	45,000
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	2	32,300	52,500
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	2	27,100	42,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,600	38,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(10号棟)	板橋区新河岸2-10	36.2	1	26,000	35,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(13号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	29,000	40,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,600	71,000
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(2号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	96,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区春日町3-3	55.9	1	44,000	88,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(6号棟)	練馬区北町6-6	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,200	72,700

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(12号棟)	練馬区北町6-12	48.1	1	37,900	75,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(24号棟)	練馬区北町6-24	55.9	1	44,200	89,600
一般都営	中層耐火	練馬徳町北三丁目第2アパート(5号棟)	練馬区徳町北3-9	62.1	1	49,400	98,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	2	24,600	48,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	48,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(17号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	25,000	50,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,100	54,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(42号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(46号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	48,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(50号棟)	練馬区石神井町1-1	58.0	1	45,900	88,900
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	2	31,100	67,200
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(1号棟)	練馬区石神井台7-20	55.9	1	43,800	83,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町4-12	55.9	1	43,800	84,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(2号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,500	76,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	24,100	38,100
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	51.2	1	37,700	69,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(3号棟)	足立区島根4-30	55.9	1	41,700	74,600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	42,400
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-16	55.9	1	41,500	75,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(15号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	40,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(20号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(12号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	41,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,800	36,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(7号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(8号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(14号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(16号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(16号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,600	37,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(5号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	25,100	40,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	71,200
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	41,100	69,400
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	79,700
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,500	58,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,800
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,700	84,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(4号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,600	73,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(7号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,200	50,000
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	68,300
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955	42.2	1	20,800	41,900
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(5号棟)	八王子市大谷町45	36.4	1	17,800	35,200
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(7号棟)	八王子市大谷町45	39.0	1	19,000	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-2号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(18号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	59.6	1	46,600	100,700



種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)		武蔵野市境5-15	48.1	1	36,900	76,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(5号棟)		三鷹市上連雀9-35	55.9	1	41,400	82,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(11号棟)		三鷹市上連雀9-33	62.1	1	46,200	93,500
一般都営	中層耐火	野崎アパート(2号棟)		三鷹市野崎2-2	42.4	1	30,200	54,000
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(2号棟)		府中市浅間町2-7	59.6	1	36,100	82,900
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(2号棟)		府中市晴見町2-18	58.1	1	35,900	85,100
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(3号棟)		府中市天神町2-10	62.1	1	40,100	91,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町5-1	53.5	1	32,100	79,300
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート(1号棟)		調布市東つつじヶ丘2-32	62.1	1	38,800	96,600
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)		町田市中町4-8	59.6	1	35,400	80,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(1号棟)		町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	38,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(10号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	64,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	63,400
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)		小金井市東町2-5	55.9	1	35,400	83,100
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,500
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(3号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,500
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	38,500	102,200
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート(1号棟)		国立市東2-26	42.3	1	24,100	63,700
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)		西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	69,800
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)		西東京市緑町3-8	55.9	1	35,300	78,100
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(1号棟)		西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,600	69,100
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,500	87,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)		狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	43,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(42号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(48号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(50号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(22号棟)		清瀬市元町2-25	60.5	1	35,900	75,500
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)		清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,500	60,500
一般都営	中層耐火	中清戸アパート(1号棟)		清瀬市中里5-1064	33.4	1	15,700	28,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)		清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(1号棟)		東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,300	40,800
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(22号棟)		東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,900	60,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-6号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-4号棟)		多摩市落合4-4	51.1	1	26,000	46,500

●東京都告示第九百十六号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
 三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料及び近  
 傍同種の住宅の家賃を次のように変更し、平成二十七年六  
 月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示す  
 る。  
 平成二十七年五月二十九日  
 東京都知事 舛添 要一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
枝川一丁目アパート(1号棟)	江東区枝川一丁目五番	高層耐火	四〇戸	三六、一〇〇円	六三、七〇〇円
同右	同右	同右	一二一戸	三九、一〇〇円	六九、三〇〇円

●東京都告示第九百十七号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
 三條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十七年五月二十九日  
 東京都知事 舛添 要一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
西瑞江四丁目第3アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江四丁目十四番地二	高層耐火	一八戸	三〇、五〇〇円	六一、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、六〇〇円	七一、七〇〇円
同右	同右	同右	六戸	四二、一〇〇円	八五、一〇〇円
同右	同右	中層耐火	五戸	三〇、五〇〇円	六一、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、六〇〇円	七一、七〇〇円
西瑞江四丁目第3アパート(2号棟)	同右	高層耐火	二四戸	三〇、五〇〇円	六一、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、六〇〇円	七一、三〇〇円
同右	同右	同右	六戸	四二、一〇〇円	八四、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	五〇、三〇〇円	一〇〇、八〇〇円
同右	同右	中層耐火	五戸	三〇、五〇〇円	六一、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、六〇〇円	七一、三〇〇円

●東京都告示第九百十八号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

中目黒四丁目住宅

目黒区中町一丁目五番

木造

五三・四平方メートル

四戸

●東京都告示第九百十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年六月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ

り告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

使用料(月額一戸につき)

枝川一丁目アパート  
(1号棟)

江東区枝川一丁目五番

高層耐火

四〇・六平方メートル

三五戸

三六、一〇〇円

同右

同右

同右

五五・五平方メートル

五戸

四九、三〇〇円

●東京都告示第九百二十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料等を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料等を次のように変更し、平成二十七年六月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	2	38,000
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	1	40,000
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	41,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	40,800
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	39,300
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(3号棟)	墨田区押上2-3	55.8	1	41,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.5	1	45,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	2	35,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.5	1	43,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	51.3	1	37,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	63.5	4	44,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(8号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(42-15号棟)	渋谷区笹塚2-42	35.5	2	29,200
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	30,400
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(2号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,300
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,400
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,400
改良	中層耐火	豊島七丁目アパート(1号棟)	北区豊島7-7	36.2	1	28,000
改良	中層耐火	田柄二丁目アパート(1号棟)	練馬区田柄2-43	39.0	1	30,100
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	2	33,700
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(4号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,800
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート(17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	29,000
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	63.5	4	44,000
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	63.5	1	45,600
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,500
再開発	高層耐火	南千住八丁目アパート(12号棟)	荒川区南千住8-4	53.0	3	40,900
再開発	高層耐火	南千住八丁目第3アパート(1号棟)	荒川区南千住8-5	55.8	4	43,200
再開発	高層耐火	南千住八丁目第4アパート(4号棟)	荒川区南千住8-3	61.5	1	48,500
再開発	高層耐火	小松川アパート(2号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	45,400

●東京都告示第九百二十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	区画数
西瑞江四丁目第3アパート	江戸川区西瑞江四丁目一八区画	
ト駐車場	目十四番地二	

●東京都告示第九百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年四月十七日	西東京市南町五丁目四百六十四番百二十四の二一	六九

●東京都告示第九百二十三号

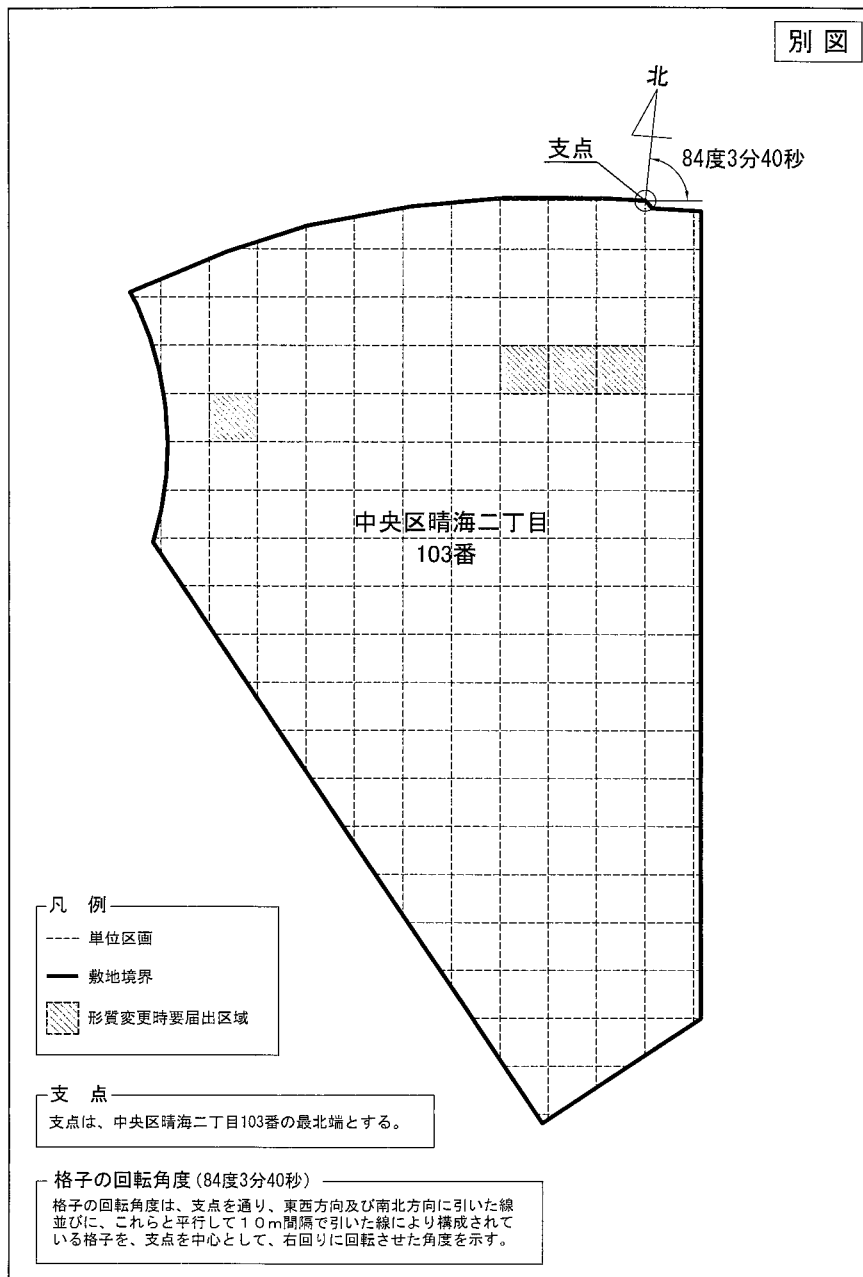
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区晴海二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



●東京都告示第九百二十四号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー(四ークロロー二・五ージメトキシフエニル)ーNー(三・四・五ートリメトキシベンジル)エタンアミン(通称名三〇CーNBOMe)及びその塩類
- (二) 化学名 ニー(四ーエチルー二・五ージメトキシフエニル)ーNー(二ーメトキシベンジル)エタンアミン(通称名二五EーNBOMe)及びその塩類
- (三) 化学名 三ー「二ー(二ーメトキシベンジルアミノ)エチル」キナゾリンー二・四(一H・三H)ージオン(通称名RHー三四)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四百四号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十七年六月一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第九百二十五号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年におけるまぐろはえ縄漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十八隻

●東京都告示第九百二十六号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成

二十七年におけるかつお・まぐろ釣り漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第九百二十七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年の小笠原海域におけるさんご漁業(造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二隻

●東京都告示第九百二十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二六一・二四七・二九五・〇四八・〇四平方メートル	江東区青海三丁目地先	平成二十七年六月一日
	港灣施設用地	〇四平方メートル	中央防波堤内側	六月一日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十四号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円

- 四十歳以上四十五歳未満 六、七二九円 二一、四七二円
- 四十五歳以上五十歳未満 六、六五四円 二三、九八四円
- 五十歳以上五十五歳未満 六、四七四円 二五、一九一円
- 五十五歳以上六十歳未満 五、八七八円 二四、一三九円
- 六十歳以上六十五歳未満 四、七三一円 一九、三八五円
- 六十五歳以上七十歳未満 三、九三〇円 一五、九九一円
- 七十歳以上 三、九三〇円 一三、〇〇五円

附 則

- この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十七年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年五月二十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付けの漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延

長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに平成二十八年七月二十九日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。  
(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成二十七年七月一日から平成二十八年六月三十日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひなげし
- 三 代表者の氏名  
竹内 ひで子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都八王子市南大沢五丁目二十番地六一七〇一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者やシニアにリユース食器事業という働く場を提供する事業として、障がい者やシニアに多様な社会参加を促す事業を行う事で、障がいのある人

もない人もまたシニアも、共に協力し支援し合つて、地域の問題を解決していく社会の実現に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人シーズオブラブ

代表者の氏名

小寺 信良

主たる事務所の所在地

東京都中央区入船一丁目三番一―一〇〇四号

定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、先端のIT技術の活用により、高齢者および障がい者ならびにその関係者が安心して暮らせるよう支援することを目的とする。また、社会貢献を目的とする非営利団体・個人を対象とし、先端のIT技術の活用により、社会貢献を目的とする非営利団体・個人が、今以上に広く社会一般の利益となる活動を行なえるよう支援することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 And The Works
- 三 代表者の氏名  
高中 利幸

四 主たる事務所の所在地  
東京都港区白金五丁目十二番十二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労および社会参加する機会確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人在日タイマッサージ協会

代表者の氏名

KOBAYASHI KANOKWAN(コバヤシカノクワン)

主たる事務所の所在地

東京都葛飾区東金町一丁目四十五番九号 二F

定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、タイマッサージの普及・啓発及び施術に関する事業、タイマッサージについての研修会・講習会の企画・開催に関する事業等を行い、国民の健康の増進及び国際協力の推進を図り、もつて広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年四月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称



<p>特定非営利活動法人全脳アーキテクチャ・イニシアティブ</p> <p>三 代表者の氏名 山川 宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号 歌舞伎座タワー 株式会社ドワンゴ ドワンゴ人工知能研究所</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、人工知能分野に関連する研究者、学生および広く一般市民に対して、人工知能の基礎技術となる全脳アーキテクチャの研究開発の推進と、次世代を支える研究者・技術者を育成する事業を行い、学術および科学技術の振興、社会教育の推進に寄与するとともに、その活動を通じて情報化社会の発展と国際協力の向上へ貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>———</p> <p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年五月二十九日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会</p> <p>二 代表者の氏名 宇都宮 徳一郎</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目四番地</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月二十七日から平成三十二年四月二十 六日まで</p> <p>———</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ハートセービングプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 羽根田 紀幸</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区下馬五丁目十七番十二号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月二十七日から平成三十二年四月二十 六日まで</p> <p>———</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会</p> <p>二 代表者の氏名 井上 弘子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区東中野五丁目八番七号 NEコート五〇</p> <p>二</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月二十七日から平成三十二年四月二十 六日まで</p> <p>———</p> <p>一 名称</p>	<p>特定非営利活動法人悠声会</p> <p>二 代表者の氏名 土田 義男</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都町田市常盤町三千四百八十一番地十</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月三十日から平成三十二年四月二十九 日まで</p> <p>———</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合 会</p> <p>二 代表者の氏名 鈴木 隆</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年五月十一日から平成三十二年五月十日ま で</p> <p>———</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人国際子ども権利センター</p> <p>二 代表者の氏名 甲斐田 万智子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野一丁目二十番六号 丸幸ビル三階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年五月十一日から平成三十二年五月十日ま</p>
--	--	--

で

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があつたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十九日

東京都知事 舛添 要一

一 名称

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

二 代表者の氏名

鶴尾 雅隆

三 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋五丁目七番十二号 ひのき屋ビル七階

一 名称

特定非営利活動法人なかよし会

二 代表者の氏名

木村 正

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井の頭二丁目二十一番十八号

一 名称

特定非営利活動法人まちのすみかの会

二 代表者の氏名

青木 敏隆

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋浜町三丁目四十一番四号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市梶野町二丁目二百九十三番二及び同番四十五から同番五十二まで  
株式会社藤和ハウス  
代表取締役 河野 祥子

東村山市秋津町二丁目二十四番九  
西東京市北原町三丁目二番二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

三鷹市井口二丁目八十一番六十二及び同番七十四から同番百五まで  
千代田区九段南三丁目三番六号  
大林新星和不動産株式会社  
代表取締役 佐藤 卓

正誤

○平成二十七年三月二十日付東京都規則第十八号

ページ一段一行一誤一正

四上 後から三

(注意)

1 関係者とは、道路敷地及びこれに沿接する土地の所有者、使用権者です。

2 図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。

3 備考欄には申請の理由その他特記すべき事項を記入してください。

(注意)

1 関係者とは、道路敷地及びこれに沿接する土地の所有者、使用権者です。

2 図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。

3 備考欄には申請の理由その他特記すべき事項を記入してください。

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第九十五号

ページ一段一行一誤一正

増刊37 三下 一三 第二条第三項中 第三条第三項中

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 五〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

